

開発事業等に係る埋蔵文化財の取り扱い

開発を予定している事業者の方々へ

大和市役所 文化スポーツ部 文化振興課 市史・文化財係 2021/4/1

1. 埋蔵文化財とは

埋蔵文化財は通常『遺跡』『遺物』と呼ばれ、「土地に埋蔵されている文化財」（文化財保護法第92条第1項）のことをいいます。『遺跡』とは、私たちの遠い先祖が生活していた住居や墳墓・貝塚・城等の遺構であり、『遺跡』からは、土器や石器・金属製品等の『遺物』が発見されます。埋蔵文化財は「貴重な国民的財産」であり「公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用に努めなければならない」（文化財保護法第4条）と定められています。このような埋蔵文化財が埋まっている土地のことを埋蔵文化財包蔵地といい、大和市内に158箇所（令和3年4月1日現在）確認されています。

2. 埋蔵文化財の確認（事前相談・照会）

埋蔵文化財包蔵地の位置および範囲は神奈川県が作成した「大和市遺跡分布地図」で確認できます。遺跡地図は市役所2階文化振興課市史・文化財係の窓口で閲覧できます。また、大和市の「地図情報サービス 行政情報 埋蔵文化財マップ」でも概略の位置を確認することができます。（大和市ホームページより閲覧してください。ただし、表示する埋蔵文化財の位置および区域は概要です。文化財の内容を証明するものではありません）。開発等で土木工事や建築工事を計画された段階で、できるだけ早い時期に確認されることをお勧めします。遺跡地図のデータは毎年変更・増補があるため、文化振興課市史・文化財係と相談しながら閲覧した方が確実です。

確認の結果、開発予定地と埋蔵文化財包蔵地の状況について次の3つのケースが考えられます

- 1) 開発予定地が埋蔵文化財包蔵地外にある
- 2) 開発予定地が埋蔵文化財包蔵地の隣接地にある
- 3) 開発予定地が埋蔵文化財包蔵地に該当した

1) 計画地が埋蔵文化財包蔵地外にある

開発予定地が埋蔵文化財包蔵地外にあり、埋蔵文化財が発見される見込みが少ない場合は、文化財保護法に基づく届出等は必要ありません。ただし、工事中に何らかの埋蔵文化財が発見された場合には、現状を変更することなく遅滞なく発見届出をする必要があります（文化財保護法第96条第1項）。そのような場合、できるだけ早めに文化振興課市史・文化財係に連絡してください。

2) 計画地が埋蔵文化財包蔵地の隣接地にある

開発予定地が埋蔵文化財包蔵地内ではないものの隣接しており、近隣の調査事例等から埋蔵文化財の発見される可能性が高い場合もあります。このようなケースで工事中に埋蔵文化財が発見された場合には〔1〕で説明したように現状を変更することなく遅滞なく遺跡の発見を届出なければなりません。結果的に工事を中断しなければならなくなり、多大の影響が生じることとなります。このような事態にならないため、次の〔3〕の場合と同じように試掘調査の実施をお勧めします。

3) 開発予定地が埋蔵文化財包蔵地内に該当した

該当したとはいっても埋蔵文化財は地下に埋没しているため、埋蔵文化財の状況は正確にはわかりません。周辺の調査結果等から次の2つのケースが考えられます。

- （1）開発計画が埋蔵文化財に影響を与える可能性がない
- （2）開発計画が埋蔵文化財に影響を与える可能性がある

(1) 開発計画が埋蔵文化財に影響を与える可能性がない

盛土（3m未満）をおこなうため元の地面を掘削することが無い場合、あるいは掘削する場合でも掘削深度が浅い場合、過去に発掘調査がおこなわれている場合等が該当します。しかし、影響がある掘削深度は包蔵地ごとに異なります。過去におこなわれた区画整理等ですでに掘削や盛土されている場合や、周辺の発掘調査事例で影響を及ぼす範囲がすでに明らかになっている場合等様々なケースがあります。

影響を与える可能性がない場合であっても、包蔵地内を開発する場合には、「土木工事等のための発掘に関する届出」（文化財保護法第93条）を工事開始60日前までに届出てください（市を經由して神奈川県教育委員会へ届出：〔4.〕を参照）。

届出後県教育委員会から示される埋蔵文化財の取扱いについての指示によることとなりますが、①慎重工事、②工事立会、どちらかの対応となります（〔4.〕を参照）。

(2) 開発計画が埋蔵文化財に影響を与える可能性がある

このように判断される場合、地下に埋没している埋蔵文化財の状況は正確にわからないため、部分的な発掘調査（試掘調査・確認調査）を実施し、開発予定地の埋蔵文化財の状況を正確に把握する必要があります。この試掘調査（確認調査）は教育委員会が実施しますが、試掘調査の結果、遺跡が発見された場合には、本発掘調査を実施していただく場合があります（〔3.〕を参照）。

3. 試掘調査（確認調査）

開発予定地が埋蔵文化財包蔵地の隣接地や埋蔵文化財包蔵地内であり、埋蔵文化財に影響を与える可能性がある場合、埋蔵文化財の状況を確認するために教育委員会が試掘調査を実施します。試掘調査の日数や調査方法は包蔵地・開発計画ごとに異なりますので、文化振興課市史・文化財係と充分協議してください。また、既存の建物等を解体した後でなければ試掘調査は実施できませんので、調査期間・調査方法・調査対象等充分協議してください（〔4.〕を参照）。

試掘調査の結果、次の2つのケースが考えられます。

- 1) 埋蔵文化財が発見されない
- 2) 埋蔵文化財が発見された

1) 埋蔵文化財が発見されない

住居や倉庫・墓等の遺構や土器や石器等の遺物が発見されない場合が該当します。

「土木工事等のための発掘に関する届出」（文化財保護法第93条）を工事開始60日前までに届出てください（市を經由して神奈川県教育委員会へ届出：〔4.〕を参照）。

届出後県教育委員会から示される埋蔵文化財の取扱いについての指示（①慎重工事、②工事立会）により、どちらかの対応となります（〔4.〕を参照）。

2) 埋蔵文化財が発見された

住居や倉庫・墓等の遺構や土器や石器等の遺物が発見された場合が該当します。

次の2つの対応が考えられます。

- (1) 埋蔵文化財に影響がないように開発計画を変更する
- (2) 当初の開発計画通りに事業を進める

(1) 埋蔵文化財に影響がないように開発計画を変更する

できるだけ埋蔵文化財に影響を与えないように開発計画を変更できるかどうか協議します。

開発予定地を変更する、緑地保存等に取り込む、盛土（3m未満）をする、掘削深度を浅くする等が考えられます。

埋蔵文化財に影響がない開発計画に変更できた場合には、「土木工事等のための発掘に関する届出」（文化財保護法第93条）を届出、後県教育委員会から工事立ち会いまたは慎重工事を指示されることとなります（〔4.〕を参照）。

また、開発予定地を埋蔵文化財包蔵地外に変更できる場合には、埋蔵文化財包蔵地外の対応となりますので文化財保護法上の手続きは必要なくなります。

(2) 当初の開発計画通りに事業を進める

開発計画の変更は不可能、または変更して埋蔵文化財に対する影響を減少はできてもなくすことができない場合が該当します。

「土木工事等のための発掘に関する届出」を工事開始60日以前までに届出てください。その後県教育委員会から本発掘調査の指示が出されますので、本発掘調査を実施していただくこととなります（〔4.〕を参照）。

本発掘調査は、面積や工事内容・埋蔵文化財包蔵地の内容等により、調査方法・調査期間が異なります。日程にできるだけ余裕を持ち協議を進めていくようにしてください。

4. 土木工事等のための発掘に関する届出（文化財保護法第93条の届出）

埋蔵文化財包蔵地内を開発する場合、工事開始60日前までに届出する必要があります（文化財保護法第93条）。所定の様式に工事の概要を記した図面（案内図・配置図・平面図・断面図・造成図・浄化槽埋設工事図等）を添付してください。届出は2部必要です。

届出後県教育委員会から①慎重工事、②工事立会、③本発掘調査の3つの内何らかの指示が出されます。

また、工事開始60日前までという届出期限が過ぎてしまった場合でも、できるだけ早めに届出てください。

①慎重工事

埋蔵文化財包蔵地であることを充分認識して慎重に工事を実施することをいいます。文化振興課市史・文化財係の担当者が立ち会う必要はありません。

②工事立会

工事実施中に埋蔵文化財が破壊されることがなかったことを確認するために、文化振興課市史・文化財係の担当者が立ち会います。造成工事等実際に掘削する日程について事前にお知らせいただき、工事立ち会いの日程を担当者と調整するようにお願いします。

③本発掘調査

埋蔵文化財が破壊または破壊に等しい影響がある場合に指示されます。事業者の方に発掘調査をおこなう調査主体者を選定していただくこととなりますが、だれでもが発掘調査をおこなえるわけではありません。相応の発掘調査の知識を持つ調査主体者でなければ発掘調査は実施できません。事業者の方が選定できない場合は、文化振興課市史・文化財係と協議するようにお願いします。

また発掘調査は、開発事業地内の発掘調査だけでなく、出土した土器や石器等の遺物、発見された住居や墓等の遺構の整理作業、そしてその成果を広く国民に公表するための報告書の作成まで含みます。

5. 費用負担

埋蔵文化財包蔵地の状況を把握するための試掘調査（確認調査）、本発掘調査には相応の費用が生じます。試掘調査（確認調査）については市が負担しますが、本発掘調査については、開発工事がおこなわれることによる発掘調査の費用ですので、事業者の方に負担していただくこととなります。しかし、個人専用住宅の建設等、費用負担を軽減できる場合があります。費用負担軽減の範囲等については、文化振興課市史・文化財係に確認してください。

開発事業等に係る埋蔵文化財の取扱いの流れ

※土木工事等で埋蔵文化財包蔵地内を発掘する場合は必ず届出が必要です(文化財保護法第93条)

※上記の届出の受付窓口は大和市文化振興課となります(2部提出、届出のあて先は神奈川県教育委員会教育長)

